

第 67 回 愛知県河川整備計画流域委員会 議事要旨

<池尻川・精進川流域（第二回）>

日時：平成 30 年 12 月 27 日（木）

13 時 40 分～14 時 40 分

場所：愛知県庁 6 階 正庁

◇議題

池尻川・精進川流域（第二回）

- 前回委員会での意見と回答
- 流域及び河川の概要
- 河川整備計画の方向性について
- 質疑

◇質疑

- 代替案の比較検討について

【委員】

代替案比較検討シートにおいて、評価と文章が合っていないのではないか。

【事務局】

精査して修正する。

- 現況流下能力について

【委員】

池尻川の現況流下能力の評価について、豊川用水への流入を見込んでいるが、用水管理者の水資源機構や県の関係部局の意見を確認しておく必要がある。

【事務局】

水資源機構や県の関係部局とは調整をしており、概ね了解を得た上で現況を評価している。

- 落差工・堰について

【委員】

落差工と堰は区別して記載してほしい。

【事務局】

修正する。

【委員】

落差工に対して、連続性を確保するための対策を教えてください。

【事務局】

池尻川河口部の落差工は潮止でもあり、常に干満の影響を受けることを考えると生物の移動に大きな支障とはなっていないと考える。また、その他の落差工も出水時には落差が緩和されることから、大きな支障はないと考えている。

○水質について

【委員】

水質の現状について、池尻川の水質が平成26年に改善されたとあるが、依然としてE類型相当と悪い。この表現は適切ではないのではないか。

【事務局】

過去の水質が特に悪い期間と比較すると改善されたという事を表現している。依然として悪い状況であることがわかるよう記載を改める。

【委員】

池尻川の水質評価基準を低く設定したとあるが、精進川も同様に低く設定している。池尻川の水質はE類型相当なので妥当であるが、なぜ精進川の水質はAAからA類型相当であるのに低く設定したのか。

【事務局】

検討して修正する。

○土地利用について

【委員】

流域人口は横ばいなのに、精進川流域だけ市街地が拡大しているのはなぜか。

【事務局】

ガラスハウスを市街地として扱っているためである。

【委員】

両河川は近接しているため土地利用が似ると考えるが、異なるのはなぜか。

【事務局】

確認する。

○津波防護施設について

【委員】

水門に設置する津波防護施設について、漁港管理者がつくる防護施設と一体的に整備し、連続性を確保すると書かれているが、河川管理者と港湾管理者で調整して施工していく体制となっているのか。

【事務局】

あいち地震対策アクションプランに位置づけられており、一体的で整備して効果を出すことを前提に調整している。

○アンケートについて

【委員】

アンケート案の現状と課題について、課題がわかりづらい。

【事務局】

洪水対策、高潮対策は特に課題はないと考えている。津波対策については、津波対策を行っていくことが必要だとしている。

【委員】

アンケート案について、環境に関する課題がないので明記すること。

【事務局】

記載する。

[了]